

デジタル臨時行政調査会（第3回）における意見

2022年3月30日

宍戸 常寿

作業部会において、規制等のデジタル原則への適合性の点検・見直し等が精力的に行われていることに感謝の意を表明したい。その上で、4点コメントする。

○デジタル原則と個人・コミュニティの目線について

デジタル原則への適合性の点検等において、規制改革に関する経済界からの要望の集約・反映が始まっていることは高く評価される。今後はそのプロセスの透明性を高めるとともに、新規立法等におけるデジタル原則の実装プロセスに、多様な生き方をしている個人、多様なあり方をしているコミュニティの参画を積極的に促していくことが、デジタル社会形成基本法の理念からも求められるのではないかと。

そのためには、デジタル庁が、個別の具体的なニーズをもった個人の声が上がってくるのを受け止めるという「待ち」の姿勢ではなく、積極的に幅広い多様な層を包含した「デジタル市民モニター」のような仕組みをデジタルを活用して作り、デジタル化への不安・不満や、このような生活課題はデジタルで解決できないのか等の疑問などの、「ミクロな」一しかしデジタル化以前で顧みられることの少なかった、重要な一声を、積極的に拾い上げていくよう努めるべきではないかと。

○デジタル技術の適用段階について

Phase2（情報収集の遠隔化）、Phase3（判断の精緻化、自動化・無人化）については、各省庁や独立行政法人、地方公共団体などにおいて、どのテクノロジーがどのような段階にあり、各行政サービスに求められる機能やセキュリティを充足しているか、実装における留意点は何かなどの判断が難しい場合も多いと思われる。また、テクノロジーの進展を含む環境変化により、それらの判断の基礎となるデータも急速に変化していくものと思われる。各主体が的確にアジャイルな判断や見直しを行うことに役立てるという視点から、必要な項目の整理やわかりやすさ、使いやすさを追求したカタログ等を、デジタル庁等が責任を持って提供していくべきではないかと。

○地方公共団体における取組の支援に関して

デジタル改革とりわけ法制事務のデジタル化は、行政限りで完結するものではなく、立法・司法を含めた法形成のプロセス全体を射程に入れた対応が必要である。今後は、地方行政のデジタル化の進行と併せて、デジタル原則実装に関する地方公共団体への情報提供が重要になると思われる。地方公共団体（首長部局）はもちろんであるが、地方議会にも、例

えば三議長会等を通じて、積極的な情報提供や意見交換を行い、条例の制定改廃等について必要な支援があれば検討していくことが望ましいのではないかと。

○「霞ヶ関のあり方」について

行政の無謬性神話から離れて、在職中に問題が見つかったとしても先送りしたり、そもそも問題を見つけないようにしたり、遑って先輩の責任が追及されないようにしたりといった文化があるとすれば、デジタル化を機にそれを改め、問題を発見して改善することが評価される文化の形成に、幹部職員はもちろん、政務も含めて取り組むべきであり、国民やメディアに対してもそのような発信を行っていくべきではないかと。そのために、行政組織内部における心理的安全性確保へ向けた取り組みと、外からの目線を取り入れるための情報公開・公文書管理・政策評価の仕組みの強化を、デジタル改革の中で適切に位置付けて推進すべきではないかと。

その鍵となるデジタル化を担う人材については、デジタル庁や各省庁レベルだけでなく、理想的には各課レベルで専門的な担当者を配置して、横串で法制事務等の見直しを担えるようにすることが望ましく、デジタル庁・人事院・内閣人事局などが連携して、必要な人員・予算の手当て等について検討すべきではないかと。

以上